

12 特別職の身分等の取扱い

『合併協定項目(案)』

市長、助役、収入役及びその他の常勤特別職の報酬や退職手当、任期等は、釧路市の制度に統合する。
また、非常勤特別職の報酬及び費用弁償についても同様とする。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 釧路市の現行に基づき統合し、 新市全体に適用するもの	(1) 三役(市長、助役、収入役)の任期	03 - 01 - 01 - 01	選挙で市長を、最初の議会で助役、収入役を選任
	(2) 三役の給料・諸手当	03 - 01 - 02 - 01 [先行調整項目]	手当の種類は期末手当と寒冷地手当とし、期末手当の支給率は他市の状況や一般職との均衡を考慮
	(3) 三役の退職手当	03 - 01 - 02 - 02	
	(4) その他の常勤特別職(教育長、公営企業管理者、常勤監査委員)の任期	03 - 02 - 01 - 01	定数は教育長、公営企業管理者及び常勤監査委員各1名とし、最初の議会で選任 教育委員は最初の議会で選任されるまでの間、合併市町の委員を臨時に選任
	(5) その他の常勤特別職の給料・諸手当	03 - 02 - 02 - 01	手当の種類は期末手当と寒冷地手当とする
	(6) その他の常勤特別職の退職手当	03 - 02 - 02 - 02	
	(7) 非常勤特別職報酬額(日額)	03 - 03 - 01 - 01	主な日額報酬による非常勤特別職は以下、ア～エのとおり ア 選挙関係(投票管理者、選挙長、開票管理者、投票立会人、選挙立会人、開票立会人) イ 固定資産評価審査委員会委員 ウ 統計調査員 エ その他法令規則による委員(国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、附属機関の委員等)
	(8) 非常勤特別職報酬額(月額)	03 - 03 - 01 - 02	月額報酬による非常勤特別職は以下、ア～ウのとおり ア 4市町共通(監査委員、教育委員会委員長及び委員、農業委員会会長及び委員) イ 釧路市(公平委員会委員長及び委員) ウ その他(選挙管理委員会委員長及び委員、顧問弁護士)
	(9) 非常勤特別職報酬額(年額)	03 - 03 - 01 - 03	
	(10) 非常勤特別職費用弁償	03 - 03 - 01 - 04	
	(11) 市町長交際費	03 - 04 - 02 - 02	
	(12) 教育委員	16 - 01 - 01 - 01 [先行調整項目]	月額報酬は他の非常勤特別職を含め改めて定める 釧路市の制度に統合とした「03-03-01-02」『非常勤特別職報酬額(月額)』に準じる
	(13) 教育委員会に係る非常勤特別職	16 - 01 - 01 - 05	釧路市の制度に統合し報酬を改めて定めるが、人的運営方式は統一した基準・方針を策定し調整